

別紙3 構造上の安全を証する書類について

対象施設の屋根等に事業者等が太陽光発電設備を設置する際には、当該事業者等の責任において安全確認を実施することとし、その方法は、下記のとおりとする。

記

一級建築士による安全確認

建築物の構造に関する安全確認は、太陽光発電設備を設置しようとする建築物の構造図、構造計算書及び確認済証（計画通知書）により、一級建築士が行うこととする。市は、この安全確認が実施されたことを書面により確認する。

【安全確認のポイント】

- 1 太陽光発電設備の設置による荷重の増加が、対象施設の屋根等の積載荷重の範囲内であること又は対象施設の屋根等の積載荷重を超えても建築確認申請に必要な安全性が確認できること。
- 2 太陽光発電設備が地震や強風に対して安全なように、屋根等に確実に定着されること。
- 3 太陽光発電設備の架台の下を屋内的用途に使用できないこと。